

日本知的財産仲裁センター四国支所 設立記念シンポジウム

会員 山内 章子



1. はじめに

平成 21 年 10 月 29 日、四国香川県のサンポート高松において、日本知的財産仲裁センター四国支所設立記念シンポジウムが開催された。全国支部・支所の中で最後に行われた支所開設記念シンポジウムである。

本シンポジウムは、基調講演が 2 講演、続いて模擬調停、日本知的財産仲裁センターの紹介、弁護士知財ネットの紹介と約 3 時間半にわたって盛りだくさんの内容であった。入場者数は 128 名に達し、四国地域の企業の方々に多数参加していただき、大変盛況であった。

その詳細について、次のとおり紹介する。

2. 基調講演Ⅰ・基調講演Ⅱ

基調講演Ⅰは、弁護士の末吉互先生により「中小・ベンチャー企業における知的財産戦略とその実践方法」と題した講演があった。

中小・ベンチャー企業における知的財産戦略の重要性、策定に関する基礎的事項について、事例を踏まえて紹介したものであった。守秘契約や共同研究契約、職務発明に関する事項など、企業の方が気づきにくい法律面にも焦点をあてており、企業の方にとっても、我々弁理士にとっても、大変有益な講義であった。

基調講演Ⅱは、中小企業診断士の小西雄一郎先生により「強い大企業と対抗するための知財戦略」と題した講演があった。

「中小・ベンチャー企業が大企業と向き合うには特許も重要ですが、開発の狙いも重要です。その点を踏まえた知的財産の取り組み事例を紹介します。」という視点で解説された。中小企業の多い四国では関心が高いテーマであり、中小企業支援事例も踏まえた貴重な講演であったため、聴衆も熱心に耳を傾けていた。

3. 模擬調停

本シンポジウムの目玉の一つは、模擬調停であった。この準備のため、四国地域の弁護士と弁理士が、

約 5 カ月の準備期間と都合 5 回にわたるミーティング、入念なりハーサルを経て実施された。

特に、準備段階では、模擬調停の肝であるシナリオ作りに力を注いだ。どこの支部でも上演されていないテーマを取り上げたいということで、「先使用权」をメインに、四国支部の弁理士が原作を執筆し、演技者全員が何度も推敲を重ねた。

また、ミーティングでは、実際の事件の打ち合わせの様子や、調停の様子に少しでも近づくように、微調整を繰り返し、聴衆の方に臨場感を持ってもらえるように注力した。紛争の実態については弁護士の先生から、知的財産に関する具体的な争点は弁理士から、互いに意見を交わすことによって、より良いシナリオ、パワーポイント作りが出来たと考える。

なお、模擬調停の配役及び担当は、次のとおりである。

①申立人団

申立人代理人弁護士役……弁護士 滝口耕司
申立人代理人弁理士役……弁理士 中井博
申立人・特許権者・社長役……弁理士 山内章子

②調停人団

調停人役（弁護士）……弁護士 藤本尊載
調停人役（弁理士）……弁理士 松島理
調停人役（弁理士）……弁理士 相原正

③被申立人団

被申立人代理人弁護士役……弁護士 松村総一郎
被申立人代理人弁理士役……弁理士 豊栖康司
被申立人・知財部長役……弁理士 小笠原宣紀

④解説人

解説……弁理士 山内康伸

⑤シナリオ担当……弁理士 岸本智久

パワーポイント担当……弁理士 豊栖康司
弁理士 京和尚

(1) 模擬調停「月の投影器事件」の概要

模擬調停のストーリーは、四国の中小企業（織姫工業株式会社）が、自社の特許「月の投影器」を大企業（彦星光学株式会社）により侵害されたため、日本知的財産仲裁センター四国支所へ調停を申立て、紛争の解決を求めたというものである。

なお、模擬調停は①申立人団、②調停人団、③被申立人団、④解説人に分かれて、適宜、1または複数グループに照明をあてて、それぞれのシーンを展開させる形で進めた。

i) 第1幕

模擬調停第1幕は、特許権者・織姫工業の山内社長が、どのように紛争の解決を図るか、顧問の滝口弁護士、中井弁理士との打ち合わせ風景から始まる。

侵害品の製造販売中止を求める警告書を相手方の彦星光学株式会社に送っていたが、彦星光学から特許権者・織姫工業にとって思わしくない内容の回答書が送られてきたという状況である。

「大阪まで行かないと裁判できないなんてどういうことなんですか！私達四国の企業は泣き寝入りしろとでも言うのですか！」、「裁判とは違うのですか？」、「(調停は) どうせ強制力ないんでしょ！！」と追及する山内社長に対し、冷静に調停について説明をする滝口弁護士と中井弁理士の三者の掛け合いで、裁判と調停との違いや、調停手続、費用について、説明を行った。



(申立人織姫工業社長が顧問弁護士に質問する場面)

第1幕後半は、相手方彦星光学株式会社の打ち合わせ風景である。彦星光学の小笠原知財部長に、松村弁護士と豊栖弁理士が、知的財産仲裁センターについて

説明をおこない、「調停が裁判と違って非公開で行われる」というメリットについて説明した。

第1幕後の解説シーンでは、特に裁判管轄についての説明を中心に、特許事件は四国で裁判できないという不便があるが、仲裁センター四国支所で解決できることをアピールした。



掛け合いの形をとりながらADRについての説明や紹介を行ったので、講義スタイルの説明よりも、より聴衆の記憶に残ったのではないかと考える。

ii) 第2幕

第2幕は、調停第1回期日と第2回期日のシーンである。

調停第1回期日は、本件特許「月の投影器」の構成要件を申立人側代理人の中井弁理士が調停人へ説明するところからスタートする。

場面の途中では、被申立人側から「構成要件の一つが抜けているのをごまかそうとしてはるんちゃいますか?」と追及したり、申立人側からも「何ですか、あんたらは。横からチャチャ入れんといて下さい。話の途中でしょうが!」などの応酬があって、侵害の成否や特許の有効性について互いの代理人が激しくやりとりしあう、緊迫した展開となった。

調停第1回期日後の解説では、無効の主張、技術的範囲に属するか否かの判断、そして先使用权について説明を行った。

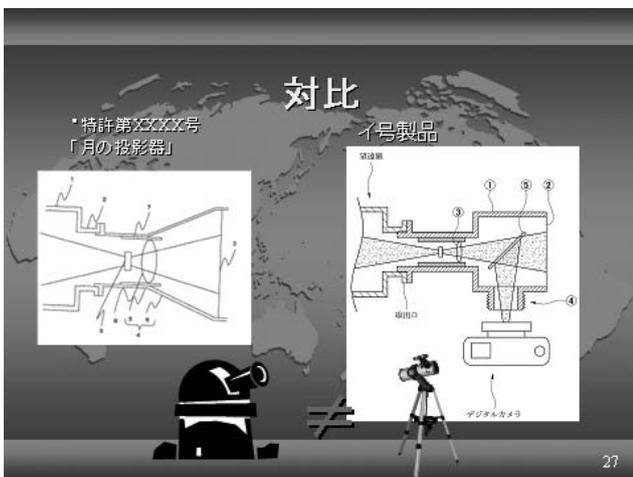
も、舞台上で聞いているとドキドキしてきたので、迫力満点の緊迫した雰囲気が聴衆にも伝わったのではないかと思う。

iii) 第3幕

第3幕は、調停人の打ち合わせシーンからスタートした。技術的範囲に属するか否か、先使用の抗弁が認められるか否か等を検討した後、第3回期日では、双方を説得して和解を推し進めることが決定されるシーンである。調停人同士の打ち合わせ風景は、実際の事件では見えない部分でもあるので、聴衆も関心を持って見ていただいたようだった。なお、通常は2名の調停人で調停が行われるところ、今回は3名の調停人が選ばれた設定とした。



(被申立人彦星光学の反論場面)



調停第2回期日は、被申立人が先使用権の証拠を調停人に提出する場面であり、ハイライトシーンの一つである。調停第2回期日後の解説シーンでは、先使用権の要件を満たすかどうか、提出された証拠の証拠力について、聴衆に理解しやすいように説明した。



(調停人同士の打ち合わせ場面)

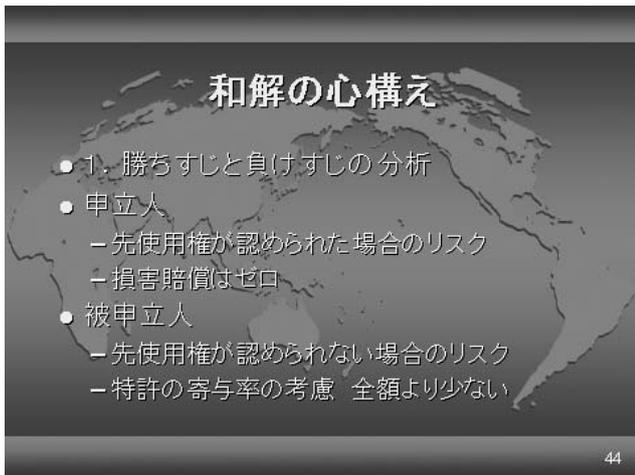
次に、申立人側の打ち合わせ風景のシーンとなる。最初は感情的な面から和解を拒んでいた申立人山内社長だったが、「ビジネス面でのメリットを追求した方がいいのでは?」という代理人達の説得に応じ、「ライセンス契約を結ぶ」ということで、和解交渉を続ける方針となった。

さらに、被申立人側の打ち合わせ風景では、同様に代理人らが被申立人小笠原知財部長を説得するシーンが展開された。



(被申立人側弁理士が調停人に先使用権の証拠を提出する場面)

第2幕あたりになると、すでに出演者もそれぞれの役になりきって演技をしていた。芝居と分かっている



第3幕では、「感情的に判断するのではなく、ビジネスの視点を持って冷静に」というメッセージを伝えるために一同努力した。

ちなみに、演技をしていると本当に相手方に対してだんだん腹が立ってくるので、不思議である。模擬調停でもこうなのだから、実際の事件の当事者は、推して知るべしと思った。

iv) 第4幕

第4幕は、調停期日最終日のシーンである。具体的な和解内容を決定する場面である。ここでは、両社の落とし所として、過去の損害賠償を不問にする代わりにライセンス料を5パーセントに引き上げることになった。また、判決と同じ拘束力を持たせるため、調停手続きから仲裁手続きに移行して仲裁判断書を作成することとした。



(調停期日最終日・和解の場面)

第4幕をもって模擬調停は終了し、最後にそれぞれ出演者が役柄に合わせた一言アドバイスを行った。

実際には、模擬調停のように、簡単に当事者が納得するとは限らないので、ADRが目指すWIN-WIN

の解決は、調停人や双方代理人の力量にかかっていると言っても過言ではないと感じた。

以上のとおり、四国地域の弁護士3名、弁理士9名が力を合わせて実施した模擬調停は、聴衆の方から大きな拍手をいただいて無事終了した。

(2) 参加者の評価

シンポジウム終了後、参加者からは「調停や仲裁の役割や手続きが良く分かった」「予想以上によかった。有益でした。」「模擬調停があつて分かりやすく興味深かった」と絶賛いただいた。四国では特許裁判ができない背景もあるせいか、非常に好評だったように思う。

一方、「実際の調停が数回で済むのか疑問」という声や「権利侵害の調べ方の紹介が欲しかった」という声も聞かれ、今後の課題としたいと考える。

その他、「次回のセミナーも模擬調停のような掛け合いものを実施してほしい」との声が多数あり、模擬調停を含む本シンポジウムは大成功に終わったものと考えている。

(3) シンポジウムを終えての感想

近年、地方においても知的財産に関するトラブルが増大する中、本シンポジウムを開催することによって、知的財産についての知識や紛争解決を、改めて四国地域の企業の方々に伝えることができ、大変有益であったと考える。

また、これを機に、四国地域の弁護士と弁理士の交流を図ることができたのも、我々関係者にとっては、大きな副産物となった。

あらためて、本シンポジウムの主催者：日本知的財産仲裁センター、弁護士知財ネット、日本弁理士会、四国地域知的財産戦略本部、四国経済産業局、共催：知財コラボ四国、実施：四国TLO（株式会社テクノネットワーク四国）の関係者の方々、ナレーターを務めて下さったフリーアナウンサー森本様に感謝の意を表して、本シンポジウムの感想を締めくくりたいと思う。

4. あとがき

「職務発明関係の紛争なので、外部の人間はおろか、他の従業員にも事件の詳細を知られたくない!」「紛争の当事者同士は、東京、大阪以外の地域に住んでい

るのに、わざわざ東京や大阪に行かなければ、特許裁判が解決できないの?」「相手方の行為は法律違反とまではいかないけど、商業道徳上問題があるのでは……。」

このようなケースは、裁判手続きよりも、調停や仲裁(ADR)に向くケースと考えられる。ADRでは、日頃知的財産にかかわっているプロ(弁理士や弁護士)が、ビジネス的な視点もふまえて、依頼人と一緒

に紛争の解決の道を探ることができることが最大のメリットである。

この点、今回のシンポジウムが、このメリットを企業の方に広く知っていただく一助になっていれば幸いである。

以上

(原稿受領 2010. 1. 22)

